

議員提出議案第 17 号

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書の
提出について

鳥取市議会会議規則(昭和43年議会告示第1号)第14条第1項の規定に基づき、
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成27年12月21日

提出者	鳥取市議会議員	下村佳弘
	〃	桑田達也
	〃	勝田鮮二
	〃	雲坂衛
	〃	橋尾泰博
	〃	石田憲太郎
	〃	岡田信俊
	〃	寺坂寛夫
	〃	山田延孝

鳥取市議会議長 房安光 様

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により、脳脊髄液が漏れ、頭痛、目まい、吐き気、倦怠感等のさまざまな症状が発症する病気です。その症状は、外見的には見えないため、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に、患者及び家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきました。

国は、平成 19 年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成 23 年には脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の診断基準が定められました。また、平成 24 年にはブラッドパッチ療法が「先進医療」として承認され、平成 26 年 1 月に行われた先進医療会議においては、ブラッドパッチ治療の有効率は 82% (527 件中 432 例が有効) と報告されたところです。さらに、「外傷を機に発生する、脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究がなされており、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれます。

よって、国においては次の事項について早期に実現されるよう強く要請いたします。

記

1. 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を保険適用とすること。
2. 厚生労働省の研究事業において、18 歳未満の症例を加えること。
3. 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 12 月 21 日

鳥取市議会 房 安 光

内閣総理大臣
文部科学大臣 様
厚生労働大臣